

(3) 検査機器による検査

① 制動力の検査

ア 測定した制動力の単位が「N表示・kg表示」のいずれか該当する方を○で囲む。

なお、二輪自動車以外にあっては、前軸又は後軸が一軸である場合は、「前前軸」欄又は「後後軸」欄に記載する。

また、この場合、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載する。

イ 被牽引自動車については、最後端の軸より「後後軸」、「後前軸」と下から記載する。

ウ 軸重及び車両重量について

i) 自動車検査証等に記載されている前前軸重に5.5kgを加えた値を「前前軸」の「軸重」欄に記載する。(前二軸の場合は前前軸重に5.5kgを加える。)

ii) 自動車検査証等に記載されている後後軸重を「後後軸」の「軸重」欄に記載する。

エ 制動力を測定し、測定した結果を記載する。

【例】自家用乗用車等(別表第6)

「N表示・kg表示」のいずれか該当する方を○で囲む

		制 動 力 (N表示 kg表示)			
前	右	2840	N	軸重	左右差 N
	左	2730	N	785	110 kg
前前軸	右		N	kg	N/kg
	左		kg	kg	0.140 %
後	右		N	軸重	左右差 N
	左		N	kg	kg
後後軸	右	1980	N	600	20 kg
	左	1960	N	6.566	0.033 %
計		9510	N	車両重量	N/kg
手動		2850	N	1385	6.866 %
			kg	kg	2.057 %

自動車検査証等に記載されている後軸重を記載

前前軸重を730kgとした場合
 $730\text{ kg (前前軸)} + 5.5\text{ kg (運転者1名)} = 785\text{ kg}$

【例】被牽引自動車(トレーラ)(別表第4)

牽引自動車(トラクタ)と被牽引自動車(トレーラ)を連結した状態で測定する。

		制動力 (N表示・kg表示)			
前軸	前前軸	右	N kg	軸重 kg	左右差 N kg
		左	N kg		N/kg %
	前後軸	右	N kg	軸重 kg	左右差 N kg
		左	N kg		N/kg %
後軸	後前軸	右	6810 N kg	軸重 2840 kg	左右差 1100 N kg
		左	7910 N kg		5.183 N/kg %
	後後軸	右	9170 N kg	軸重 2840 kg	左右差 920 N kg
		左	8250 N kg		6.133 N/kg %
計		N kg	車両重量 kg		N/kg %
手動		14720 N kg			1.997 N/kg %
分離ブレーキ		25760 N kg	7370 kg		3.495 N/kg %

後輪二軸の被牽引自動車のため最後端の軸より「後後軸」、「後前軸」を下から記載

オ 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合

i) 「制動力の総和(被牽引自動車については和)を自動車の重量で除した値が 3.92 N/kg 以上であること」を適用した場合は、制動力の総和の判定欄に「湿」又は「W」と記載する。

カ 前軸の全車輪(被牽引自動車については当該車軸の全ての車輪)がロックしたことにより、制動力の総和(被牽引自動車については和)が基準に適合しているものとみなした場合

i) ロックする直前の制動力を測定し、測定値を記載するとともに、測定値付近に「全車輪ロック」と記載する。

キ 主制動装置を除く制動装置(駐車ブレーキ)において、当該装置を備える車軸の全ての車輪(推進軸制動(センターブレーキ)の場合には推進軸)がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなした場合

i) ロックする直前の制動力を測定し、測定値を記載するとともに、測定値付近に「全車輪ロック」(推進軸制動(センターブレーキ)の場合は「推進軸ロック」)と記載する。

【例】自家用乗用車等(別表第6)

		制 動 力 (N表示) (kg表示)			
前	前軸	右	全車輪ロック 1100 kg	軸重 785 kg	左右差 20 kg
		左	1080 kg		N/kg 0.025%
後	前軸	右	N	軸重 kg	左右差 N
		左	N		N/kg %
後	後軸	右	1980 kg	軸重 600 kg	左右差 20 kg
		左	1960 kg		N/kg 6.566% 0.033%
計			6120 kg	車両重量 1385 kg	N/kg 4.418%
手動			全車輪ロック 2650 kg		N/kg 1.913%

カ ロックする直前の制動力を測定し、測定値付近に「全車輪ロック」と記載

キ ロックする直前の制動力を測定し、測定値付近に「全車輪ロック」と記載
また、推進軸制動(センターブレーキ)の場合は「推進軸ロック」と記載

オ 4.90 N/kgを3.92 N/kgで判定し「湿」又は「W」と記載

【例】被牽引自動車(トレーラ)(別表第4)

		制 動 力 (N表示) (kg表示)			
前	前軸	右	N	軸重	左右差 N
		左	kg		N/kg
後	前軸	右	N	軸重	左右差 N
		左	kg		N/kg
後	後軸	右	全車輪ロック 4810 kg	軸重 2840 kg	左右差 1100 kg
		左	5910 kg		W 3.774% 0.387%
手動	後軸	右	全車輪ロック 4260 kg	軸重 2840 kg	左右差 920 kg
		左	5180 kg		N/kg 3.323% 0.323%
計			N	車両重量	N/kg
手動			全車輪ロック 10920 kg		N/kg
分離ブレーキ			N	5680 kg	N/kg
					4.535%

オ 4.90 N/kgを3.92 N/kgで判定し「湿」又は「W」と記載

カ ロックする直前の制動力を測定し、「制動力測定値」付近に「全車輪ロック」と記載

キ ロックする直前の制動力を測定し、測定値付近に「全車輪ロック」と記載

ク 駐車ブレーキについて、次に掲げる被牽引自動車(ボートトレーラ等)であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックした場合は、制動力の総和が基準に適合するとみなすことができる。

- i) 主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車
- ii) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車

【例】被牽引自動車(ボートトレーラ等)(別表第5)

車両総重量750kg以下のボートトレーラにおいて、路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことを確認し、「走行テスト等の方法と結果」欄へ記載

走行テスト等の方法と結果

路上試験において全ての車輪のロックを確認

		制 動 力 (N表示・kg表示)			
前 軸	前 軸	右	N kg	軸重 kg	左右差 N kg
		左	N kg		N/kg %
	後 軸	右	N kg	軸重 kg	左右差 N kg
		左	N kg		N/kg %
後 軸	前 軸	右	N kg	軸重 kg	左右差 N kg
		左	N kg		N/kg %
	後 軸	右	N kg	軸重 kg	左右差 N kg
		左	N kg		N/kg %
計		N kg	車両重量 kg	N/kg %	
手 動		N kg	kg	N/kg %	

ケ 車軸自動昇降装置付き自動車

- i) 全ての軸が接地状態で検査を実施し、自動車検査証等に記載されている「軸重」及び「制動力」の測定値を記載する。
- ii) 車軸上昇時の状態でも検査を実施し、「備考」欄に「軸重」及び「制動力」を記載する。

【例】事業用自動車等(別表第3)及び自家用貨物車等(別表第5)

全ての軸が接地状態(前輪一軸・後輪二軸)

車軸上昇時の状態(後前軸上昇時)

(備考)NS NR装置(有・無)

		制動力 上昇時 前前 軸				
右	22000	N	軸重 6395	kg	左右差 350	N
左	21650	N	6.825	N/kg	0.054	N/kg
		制動力 上昇時 後後 軸				
右	23000	N	軸重 6750	kg	左右差 500	N
左	22500	N	6.740	N/kg	0.074	N/kg
計	89150	N	車両重量		5.487	N/kg
手動	72000	N	16245	kg	4.432	N/kg

		制 動 力 (N表示・kg表示)						
前 軸	前 軸	右	21000	N kg	軸重 6025	左右差 980	N kg	
		左	20020	N kg		0.162	N/kg %	
	後 軸	右			軸重 5100	左右差 200	N kg	
		左				7.411	0.039	N/kg %
後 軸	前 軸	右	19000	N kg	軸重 5120	左右差 1000	N kg	
		左	18800	N kg		6.835	0.195	N/kg %
	後 軸	右	18000	N kg	軸重 16245	左右差 7.006	N kg	
		左	17000	N kg		3.939	N/kg %	
計		N kg	113820	kg	16245	kg	7.006 3.939	N/kg %
手 動		N kg	64000	kg				N/kg %

【例】被牽引自動車(トレーラ)(別表第4)

全ての軸が接地状態(後輪三軸)

車軸上昇時の状態(前後軸・後前軸上昇時)

(備考)NS NR装置(有・無)			
制動力 上昇時 後後 軸			
	軸重	左右差	
右	19100 N	7390 kg	390 N
左	18710 N	5.116 N/kg	0.052 N/kg
手動	18170 N	2.458 N/kg	
分離ブレーキ	17750 N	2.401 N/kg	

制 動 力 (N表示 kg表示)					
前	前	右	N	軸重	左右差
		kg	kg	N	kg
前	後	右	6510 N	2400 kg	280 N
		kg	kg	kg	kg
後	前	右	6810 N	2410 kg	110 N
		kg	kg	kg	kg
後	後	右	6700 N	2410 kg	180 N
		kg	kg	kg	kg
計	手	右	6700 N	2410 kg	180 N
		kg	kg	kg	kg
分	離	右	6880 N	2410 kg	180 N
		kg	kg	kg	kg
計			N	車両重量	N/kg
手 動			34140 N		4.728 N/kg
分 離			33050 N	7220 kg	4.577 N/kg
ブレーキ			kg		%

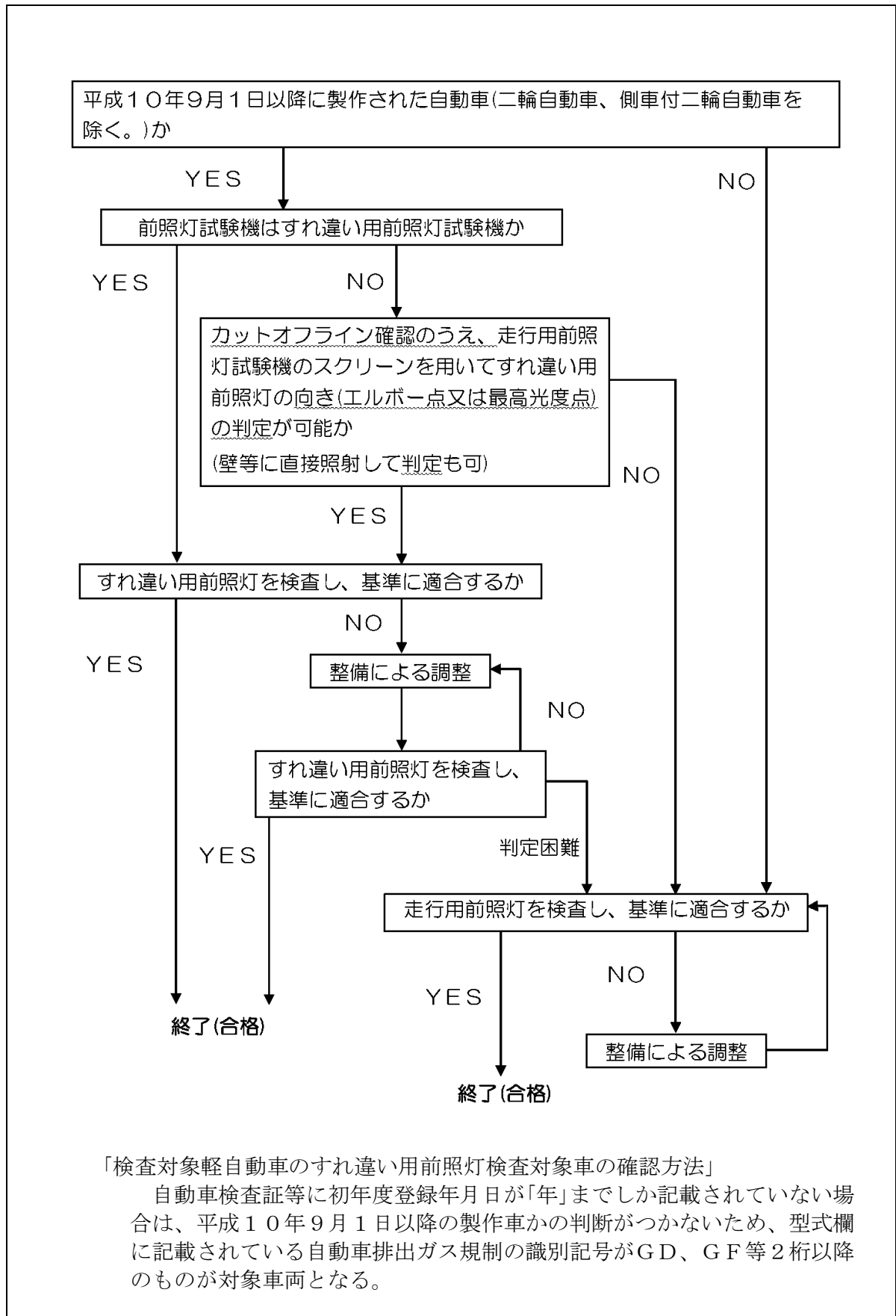
制動力(ブレーキ)判定基準値 保安基準第12条、13条

項 目		判定基準		注.	
主 制 動 装 置	和	一般車両	制動力の総和	検査時車両状態の重量の 4.90 N/kg(50%)以上	A・C
		トレーラ	後車輪の制動力の和	検査時車両状態の後軸重の 0.98 N/kg(10%)以上	
			制動力の和	検査時車両状態の軸重の 4.90 N/kg(50%)以上	B・C
		車両総重量 車両重量 ≤ 1.25(最高速度80km/h未満)	制動力の総和	車両総重量の 3.92 N/kg(40%)以上	A
		左右の制動力の差		検査時車両状態の軸重の 0.78 N/kg(8%)以下	
駐車ブレーキ	制動力の総和	検査時車両状態の重量の 1.96 N/kg(20%)以上	D		
トレーラの緊急ブレーキ(分離ブレーキ)		検査時車両状態の重量の 1.96 N/kg(20%)以上			

検査時車両状態とは、空車状態+55kg(運転者1名を前軸重に加算)。
 ※被けん引自動車にあつては、空車状態に運転者1名が乗車したけん引自動車と空車状態の被けん引自動車とを連結した状態。
 注.A ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で基準に適合するとみなして差し支えない。(全車輪ロック)の記載要
 注.B ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で当該車軸の軸重で除した値が基準に適合するとみなして差し支えない。(全車輪ロック)の記載要
 注.C ブレーキ・テストのローラが濡れている時は、3.92N/kg(40%)以上の基準を適用する。(湿)又は(W)の記載要
 注.D ブレーキ・テストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪(推進軸制動(センターブレーキ)の場合には推進軸)がロックし、それ以上の制動力を測定することが困難な場合には、その状態で基準に適合するとみなして差し支えない。(全車輪ロック)又は(推進軸ロック)の記載要

②-1 前照灯の検査(二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)

ア すれ違い用前照灯検査対象車(平成10年9月1日以降の製作車)



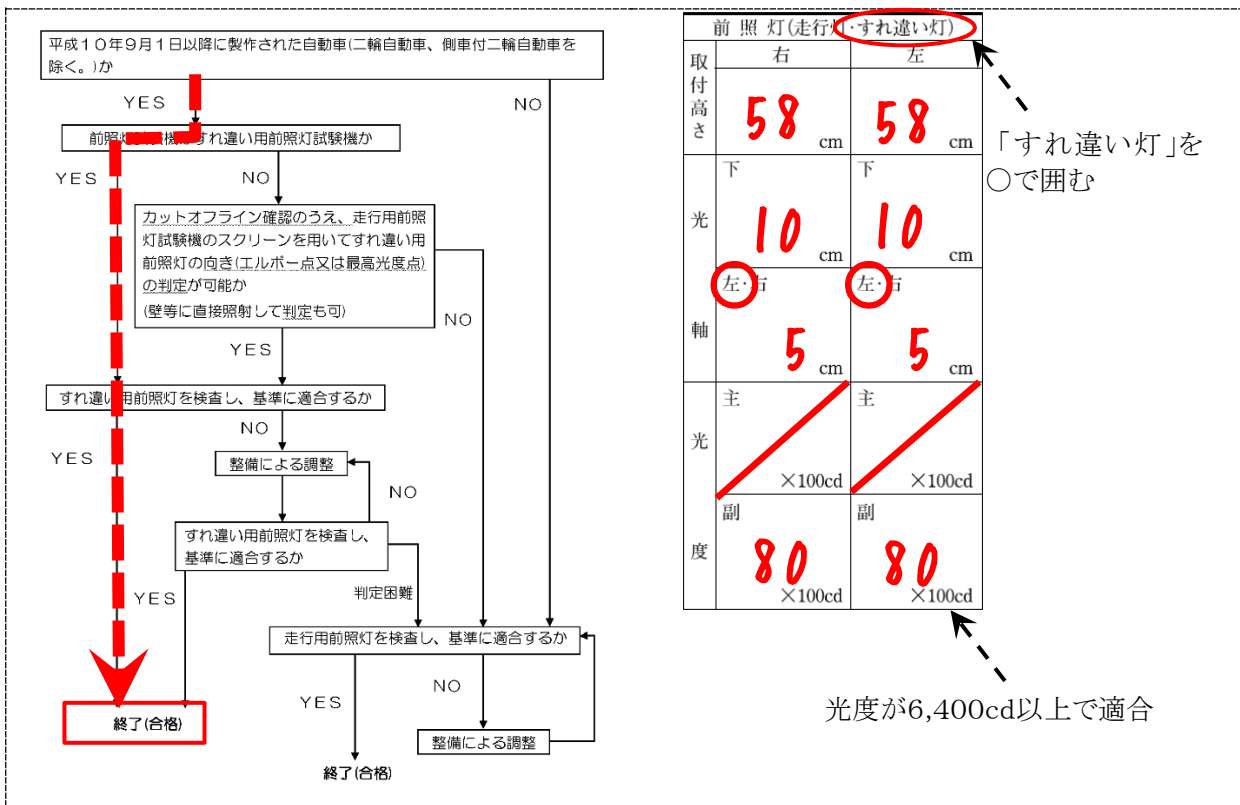
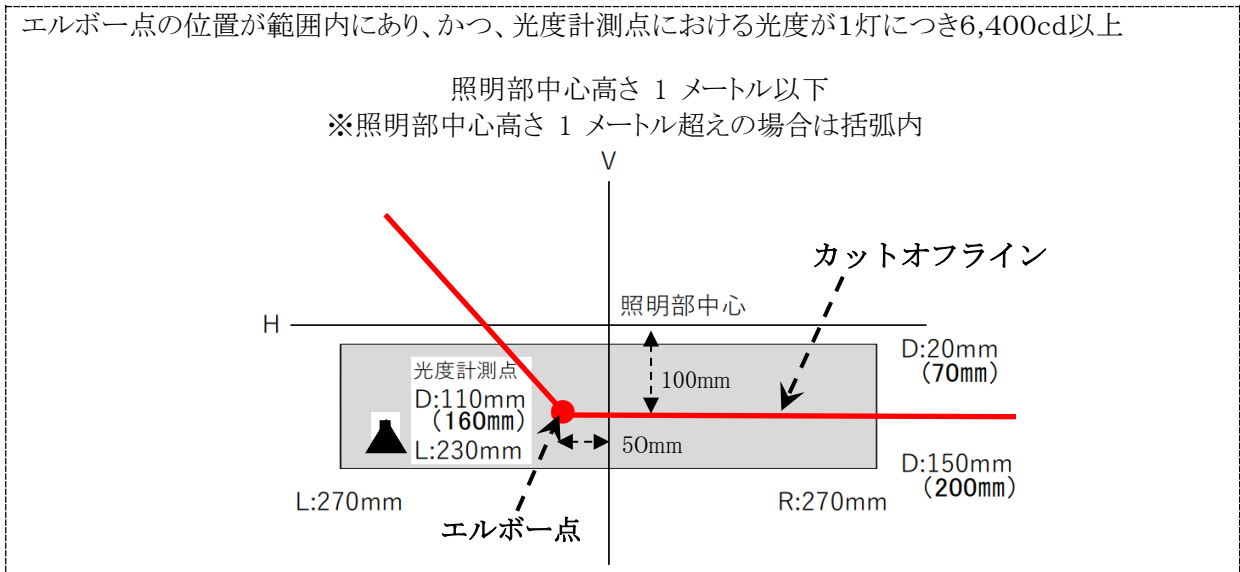
i) すれ違い用前照灯試験機を保有してる場合

原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。

a カットオフラインを有する自動車

【例】すれ違い用前照灯試験機によるエルボ一点の位置での検査の場合

エルボ一点の位置が範囲内にあり、かつ、光度計測点における光度が1灯につき6,400cd以上



b カットオフラインが確認できない自動車

すれ違い用前照灯試験機による最高光度点の位置での検査

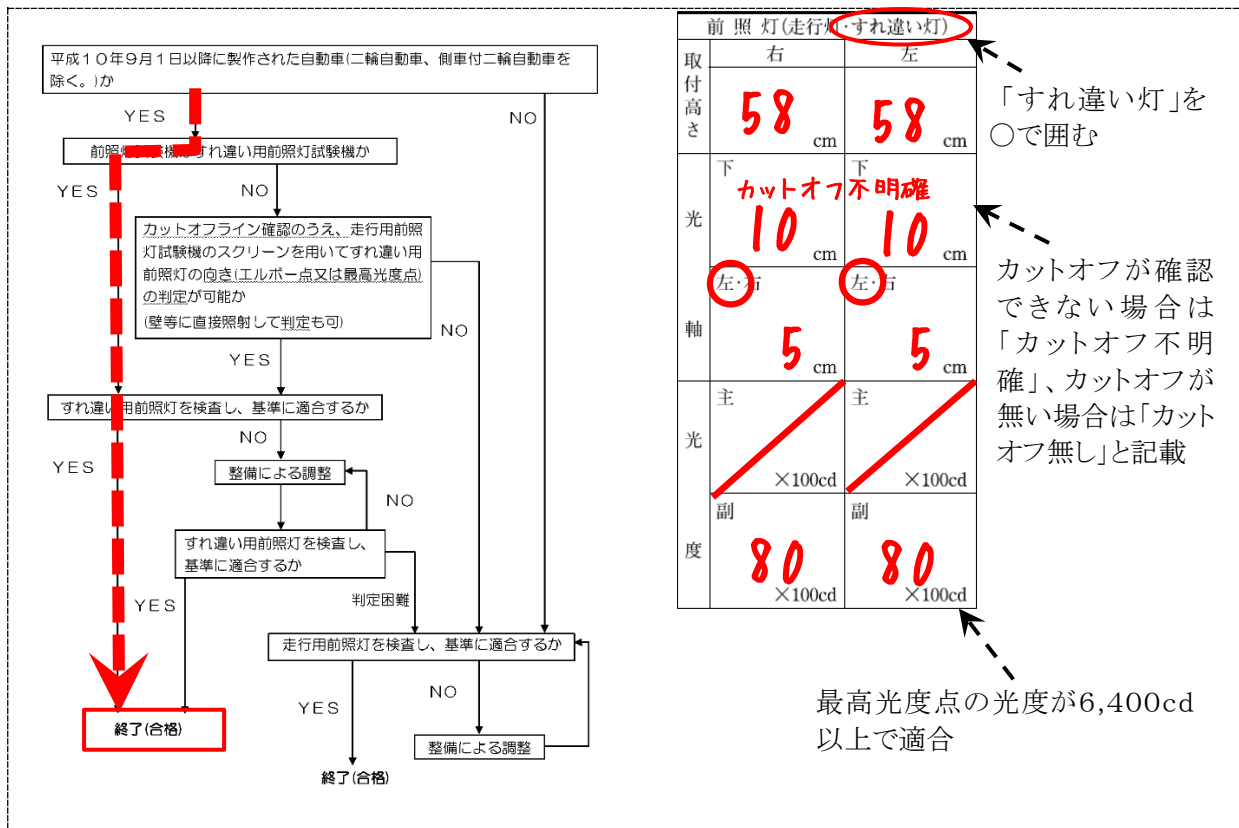
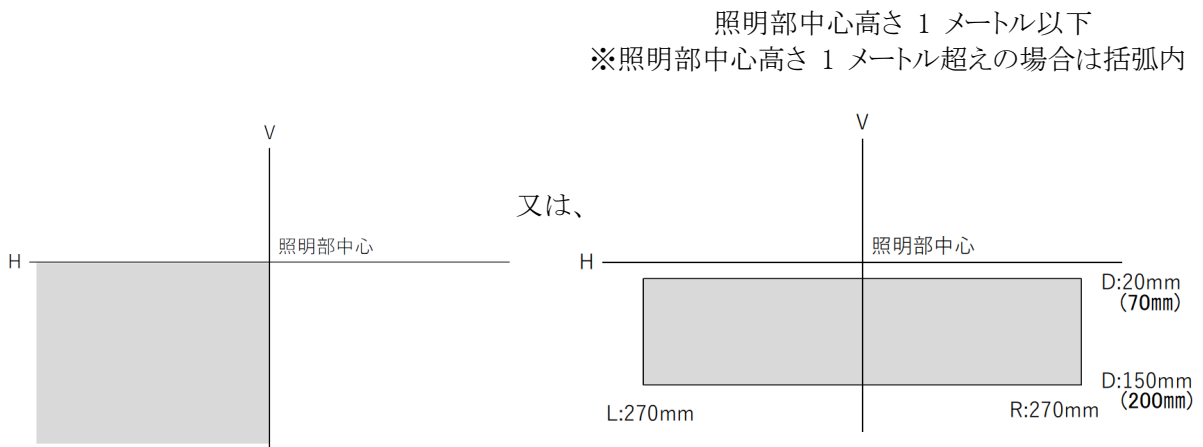
- ・ 指定自動車(型式指定自動車)

カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯(レンズの表面にくもりがないものに限る)を備える自動車

- ・ 指定自動車以外(試作車、組立車及び並行輸入自動車)

【例】すれ違い用前照灯試験機による最高光度点の位置での検査の場合

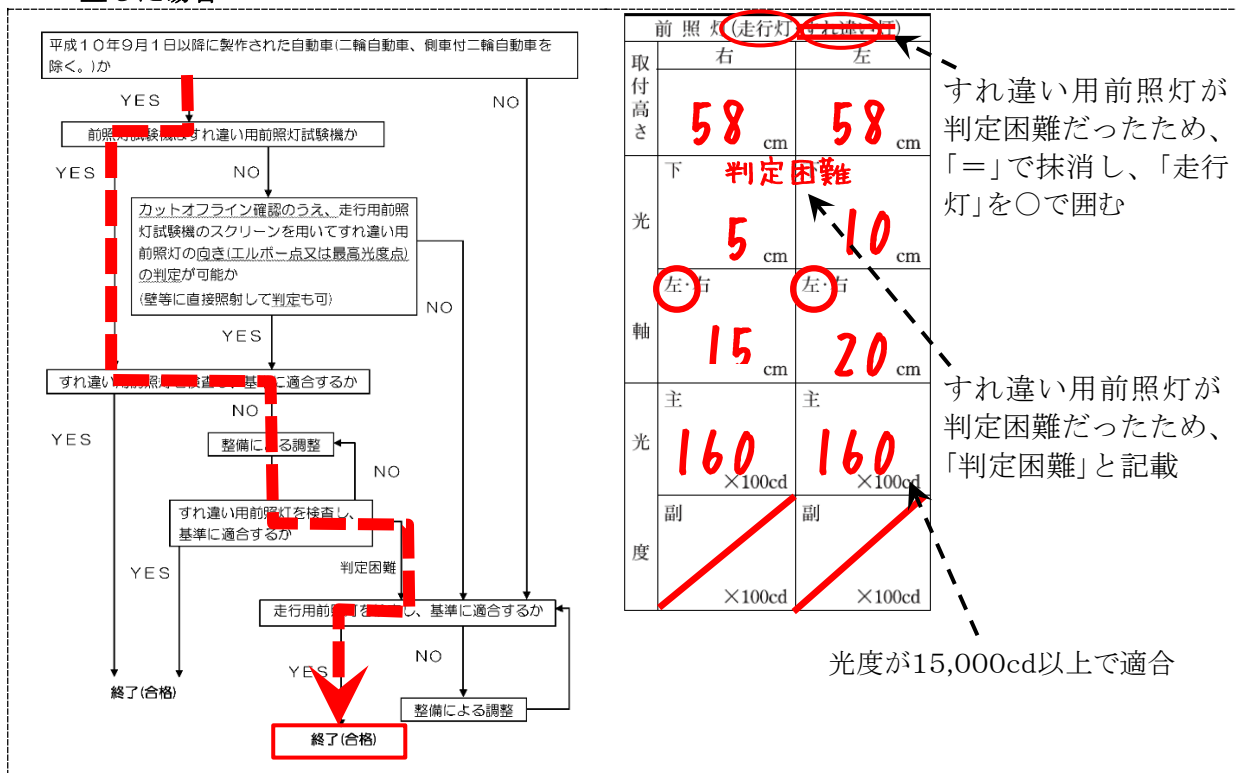
最高光度点の位置は、次のいずれかの範囲内にあり、かつ、最高光度点における光度が1灯につき6,400cd以上



c すれ違い用前照灯が判定困難な場合に限り、以下の特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。

- ・適切に光度を測定できない場合
- ・明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、すれ違い前照灯試験機での判定が困難な場合

【例】すれ違い用前照灯が判定困難だったため、走行用前照灯試験機により走行用前照灯を検査した場合



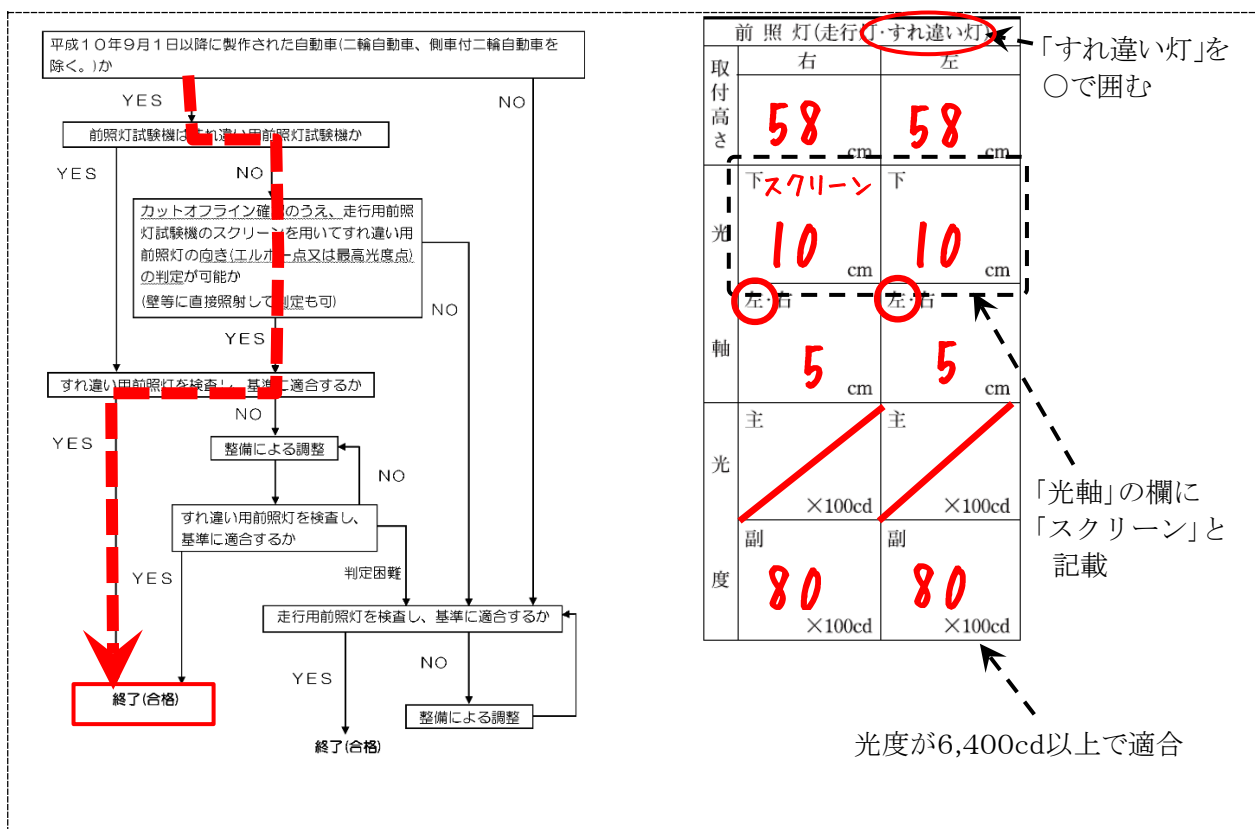
ii) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合

原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。

a カットオフラインを有する自動車

※ エルボー点の範囲及び光度測定点については、P 41 を参照

【例】走行用前照灯試験機のスクリーンによるエルボー点の位置での検査の場合



b カットオフラインが確認できない自動車

走行用前照灯試験機のスクリーンによる最高光度点の位置での検査

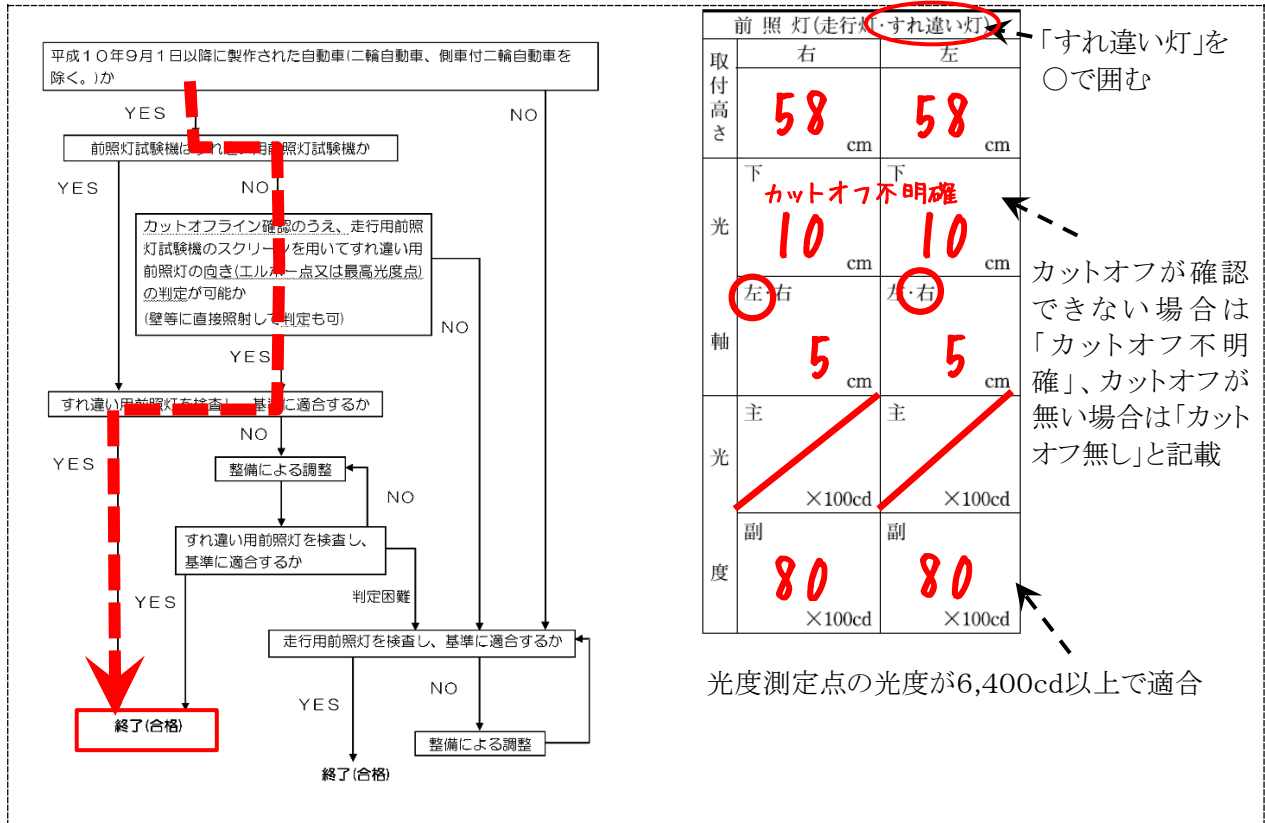
- ・ 指定自動車(型式指定自動車)

カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯(レンズの表面にくもりがないものに限る)を備える自動車

- ・ 指定自動車以外(試作車、組立車及び並行輸入自動車)

※最高光度点の範囲については、P 4 2を参照

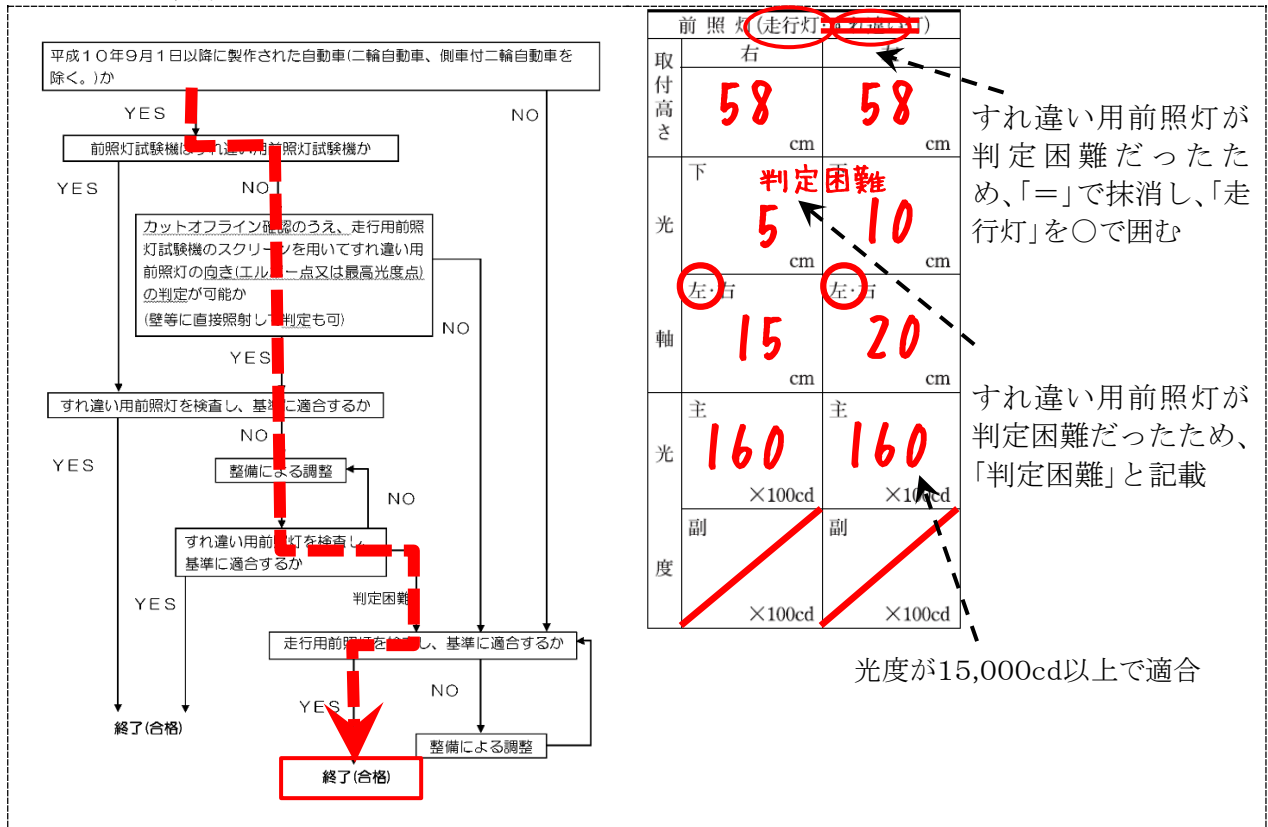
【例】 走行用前照灯試験機のスクリーンによる最高光度点の位置での検査の場合



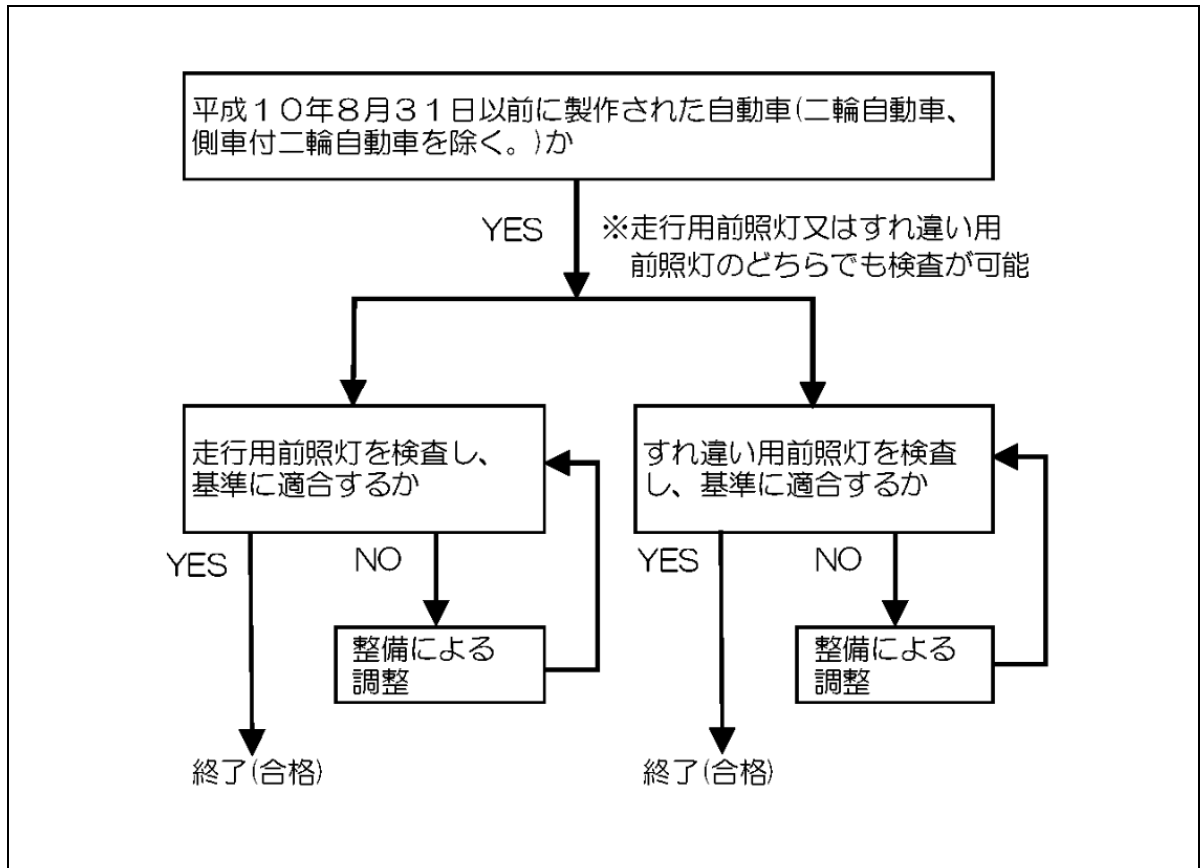
c すれ違い用前照灯が判定困難な場合に限り、以下の特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。

- ・ 適切に光度を測定できない場合
- ・ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機のスクリーンによる判定が困難な場合
- ・ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合(壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる。)

【例】すれ違い用前照灯が判定困難だったため、走行用前照灯試験機により走行用前照灯を検査した場合



イ 走行用前照灯検査対象車(平成10年8月31日以前の製作車)



【前照灯の2灯式と4灯式の見分け方について】

		灯器配置	点灯状況			光度基準	
			ディマスイッチ	すれ違い用	走行用		
2 灯 式	①	 すれ違い用 走行用	ディマスイッチ	すれ違い用	走行用	走行用1灯につき 15000cd以上	
			近目	点灯	消灯		
			遠目	消灯	点灯		
	②	 すれ違い用 走行用	ディマスイッチ	すれ違い用	走行用	走行用1灯につき 15000cd以上	
			近目	点灯	消灯		
			遠目	消灯	点灯		
4 灯 式	③	 すれ違い用 副走行用 走行用	ディマスイッチ	すれ違い用	副走行用	主走行用	主走行用1灯につき 12000cd以上 光度不足の場合は、 副走行用+主走行用 15000cd以上
			近目	点灯	消灯	消灯	
			遠目	消灯	点灯	点灯	

【例】走行用前照灯を走行用前照灯試験機により検査した場合

平成10年8月31日以前に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)

※走行用前照灯又はすれ違い用前照灯のどちらでも検査が可能

YES

走行用前照灯を検査し、基準に適合するか

NO

整備による調整

終了(合格)

すれ違い用前照灯を検査し、基準に適合するか

YES

NO

整備による調整

終了(合格)

2灯式で①の場合
(すれ違い用前照灯が同時に点灯しないもの)

前照灯(走行灯/すれ違い灯)	
右	左
取付高さ 58 cm	58 cm
光 下 5 cm	下 10 cm
軸 左・右 15 cm	左・右 20 cm
光度 主 160 ×100cd	主 160 ×100cd
副 / ×100cd	副 / ×100cd

「走行灯」を○で囲む

走行用前照灯の光度が15,000cd以上で適合

2灯式で②の場合
(すれ違い用前照灯が同時に点灯するもの)

前照灯(走行灯/すれ違い灯)	
右	左
取付高さ 58 cm	58 cm
光 下 7 cm	下 7 cm
軸 左・右 3 cm	左・右 0 cm
光度 主 200 ×100cd	主 115 ×100cd
副 / ×100cd	副 120 ×100cd

「走行灯」を○で囲む

走行用前照灯の光度が12,000cd未満のため、「副」の欄にすれ違い用前照灯の光度を記載し、「主」と「副」の光度を足して15,000cd以上であったため、適合

光度が12,000cd以上であり、適合

4灯式で③の場合
(走行用前照灯が4個同時に点灯するもの)

前照灯(走行灯/すれ違い灯)	
右	左
取付高さ 58 cm	58 cm
光 下 7 cm	下 7 cm
軸 左・右 3 cm	左・右 0 cm
光度 主 350 ×100cd	主 119 ×100cd
副 レ ×100cd	副 100 ×100cd

「走行灯」を○で囲む

走行用前照灯の光度が12,000cd未満のため、「副」の欄に副走行用前照灯の光度を記載し、「主」と「副」の光度を足して15,000cd以上であったため、適合

光度が12,000cd以上であり、適合していたため「副」の欄に「レ」を記載

【例】すれ違い用前照灯を検査した場合

平成10年8月31日以前に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)

※走行用前照灯又はすれ違い用前照灯のどちらでも検査が可能

YES

走行用前照灯を検査し、基準に適合するか

NO

整備による調整

終了(合格)

すれ違い用前照灯を検査し、基準に適合するか

YES

NO

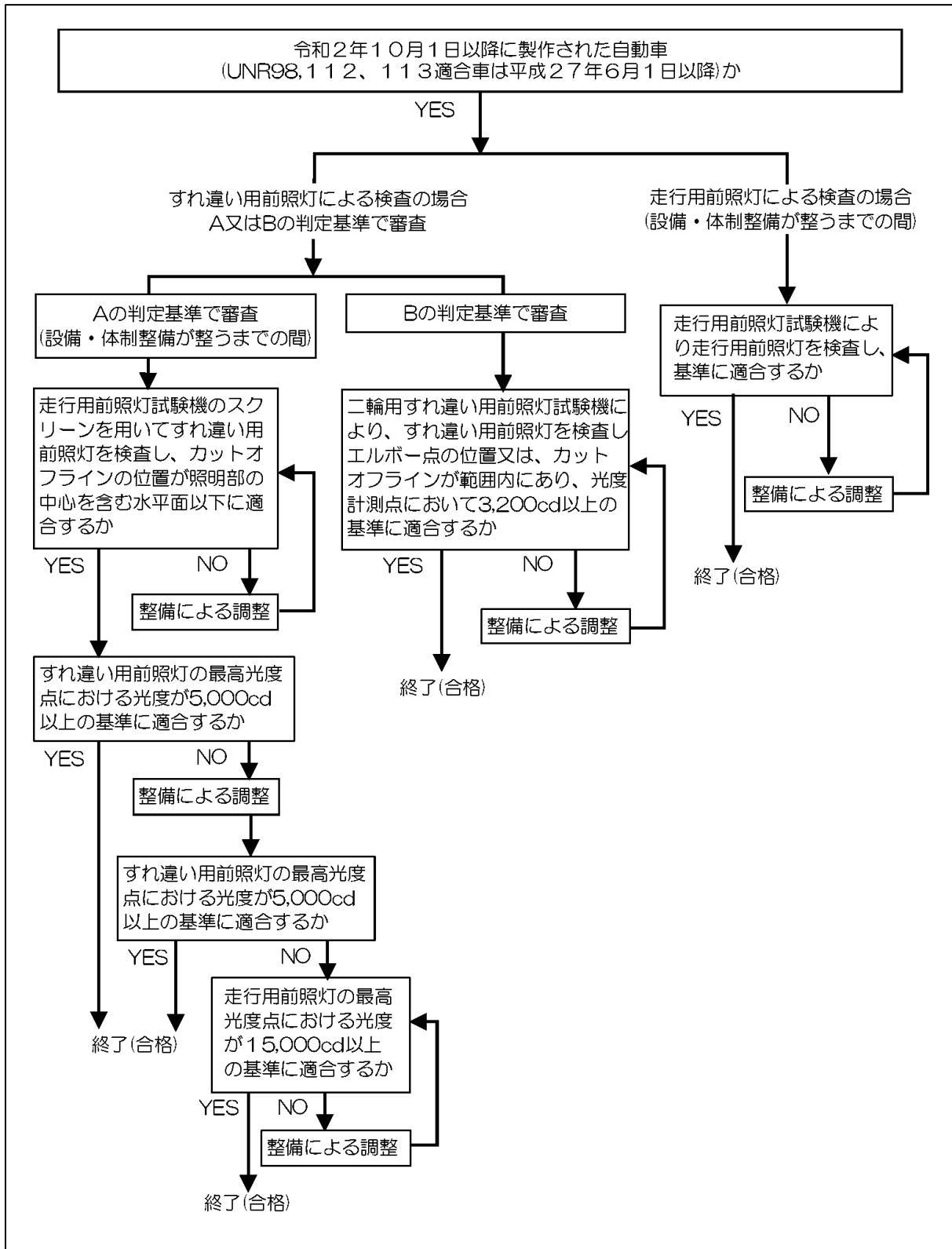
整備による調整

終了(合格)

(記載例)
P40から掲載の「②-1 前照灯の検査(二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)」の「ア すれ違い用前照灯検査対象車(平成10年9月1日以降の製作車)」を参照

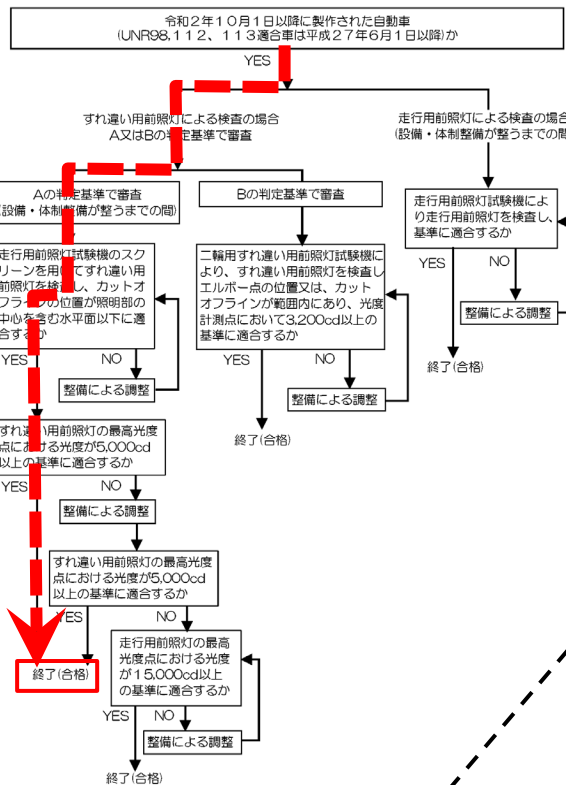
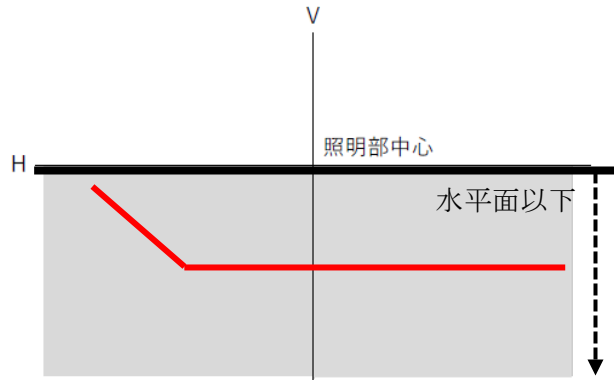
②-2 前照灯の検査(二輪自動車、側車付二輪自動車に限る。)

ア すれ違い用前照灯検査対象車(令和2年10月1日以降の製作車)



【例】すれ違い用前照灯をAによる判定基準で走行用前照灯試験機のスクリーンにより検査した場合

カットオフラインの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方の範囲内にあり、すれ違い用前照灯の最高光度点における光度が1灯につき5,000cd以上(5,000cdに満たない場合は、走行用前照灯の最高光度点における光度が1灯につき15,000cd以上)



すれ違い用前照灯が1灯点灯する場合は「右」に記載し、2灯点灯する場合には、「左・右」のそれぞれの欄に記載
「すれ違い灯」を○で囲む

すれ違い用前照灯(1灯)の検査

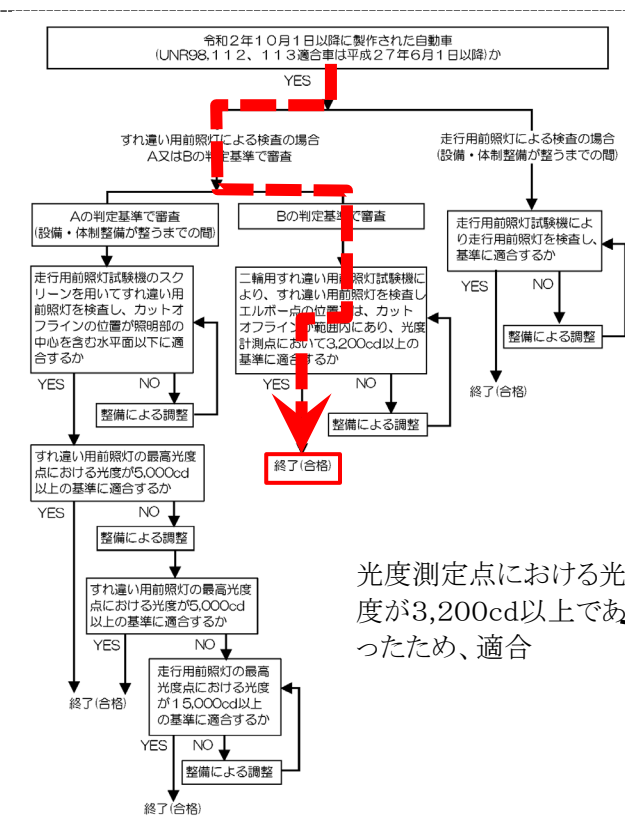
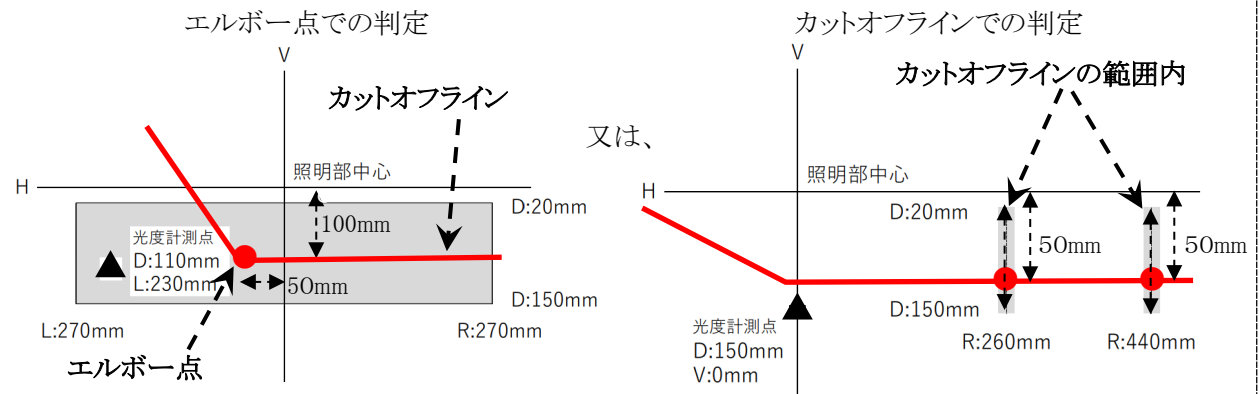
		前照灯(走行灯・すれ違い灯)	
		右	左
取付高さ		80 cm	cm
光軸	光	下 水平面以下	下
	軸	左・右	左・右
光度	主	×100cd	×100cd
	副	×100cd	×100cd

照明部の中心を含む水平面より下方の範囲内であったため、「光軸の上下」の欄に「水平面以下」と記載

最高光度点における光度が、5,000cd以上であったため、適合

【例】すれ違い用前照灯をBによる判定基準で二輪用すれ違い用前照灯試験機により検査した場合

エルボ一点又は、カットオフラインが範囲内にあり、かつ、光度計測点における光度が1灯につき3,200cd以上



**すれ違い用前照灯(1灯)の検査
エルボ一点での判定の場合**

「すれ違い灯」を○で囲む

		前照灯(走行灯・すれ違い灯)	
		右	左
取付高さ		80 cm	cm
光軸	下	10 cm	cm
	左・右	5 cm	左・右
光度	主	×100cd	主
	副	80 ×100cd	副

光度測定点における光度が3,200cd以上であったため、適合

カットオフラインでの判定の場合

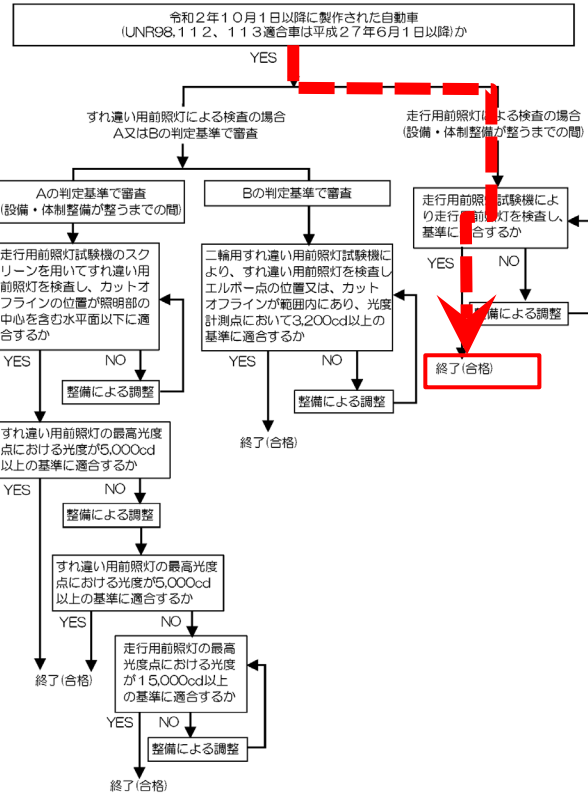
		前照灯(走行灯・すれ違い灯)	
		右	左
取付高さ		80 cm	cm
光軸	下	カットオフライン 5-5 cm	下
	左・右	cm	左・右
光度	主	×100cd	主
	副	80 ×100cd	副

光度測定点における光度が3,200cd以上であったため、適合

【例】 走行用前照灯を走行用前照灯試験機により検査した場合

走行用前照灯(1灯式)の検査

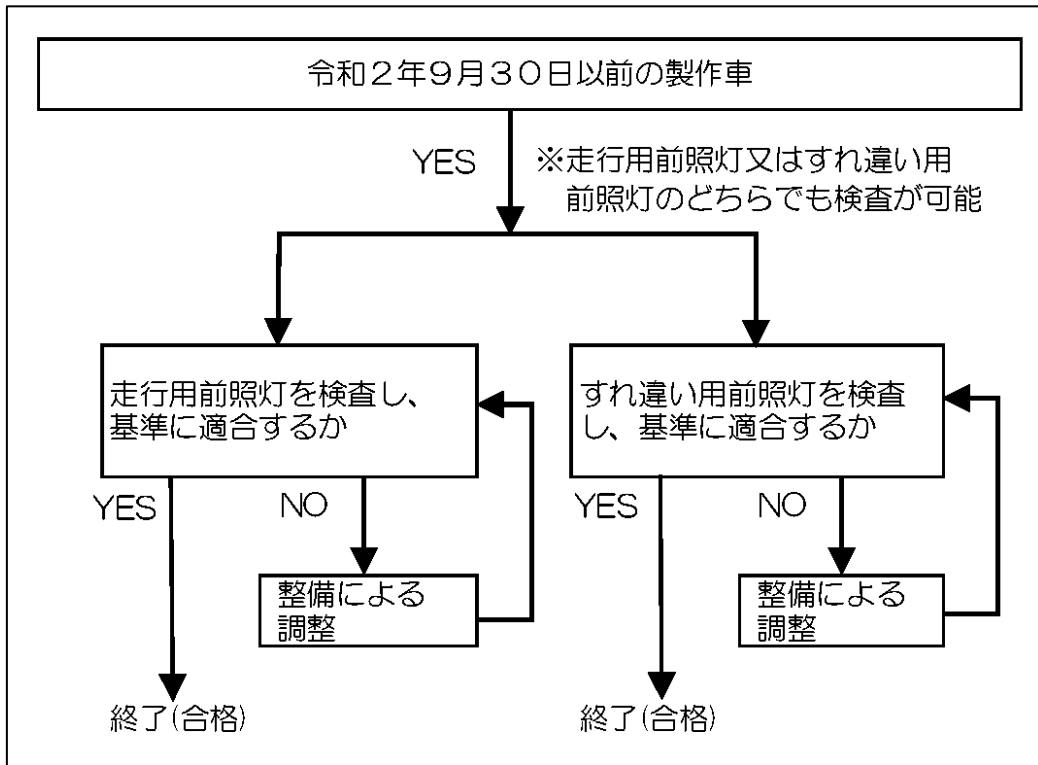
「走行灯」を○で囲む



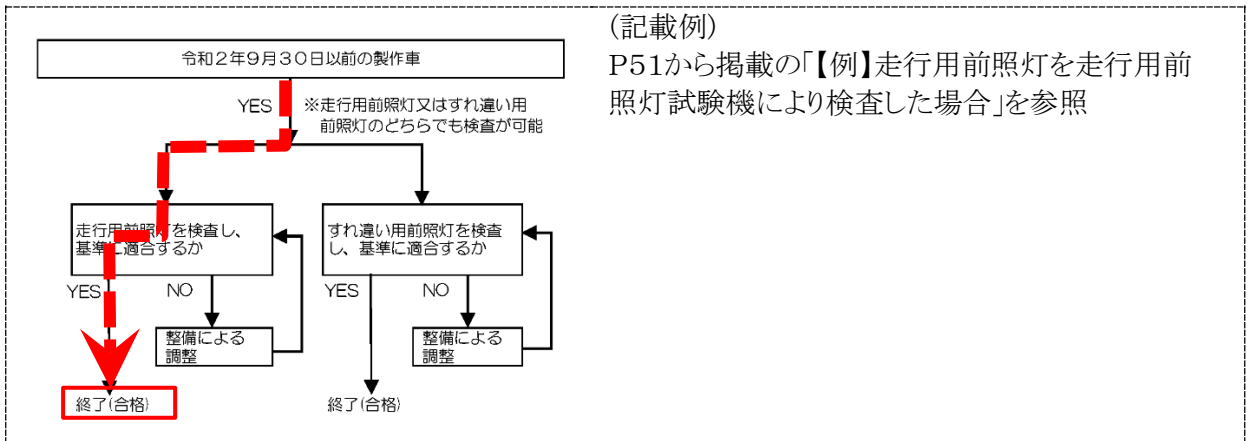
		前照灯(走行灯・すれ違い灯)	
		右	左
取付高さ		80 cm	cm
光軸	下	2 cm	cm
		左右	左・右
		1 cm	cm
光度	主	160 ×100cd	×100cd
	副	×100cd	×100cd

最高光度点における光度が15,000cd以上であったため、適合

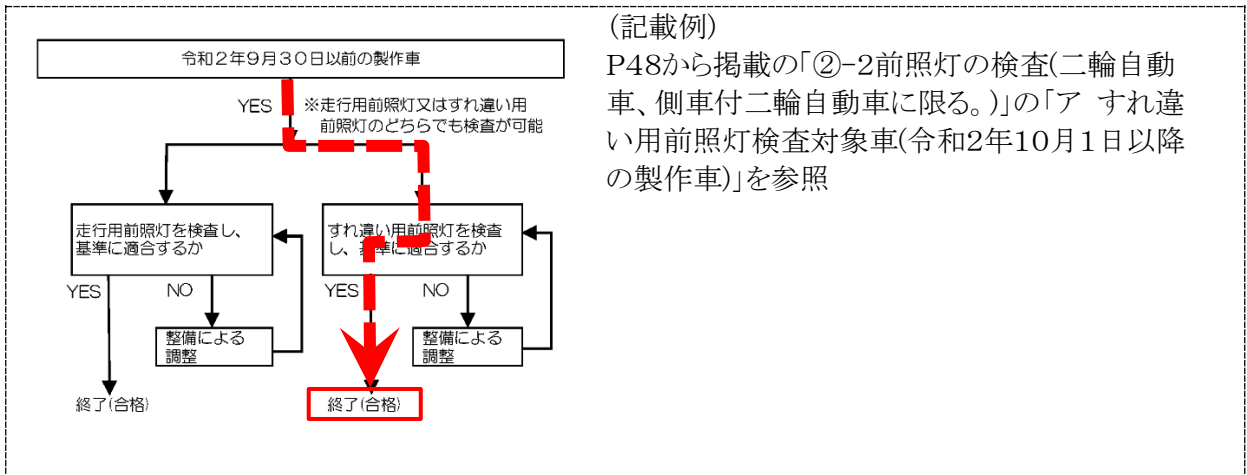
イ 走行用前照灯検査対象車(令和2年9月30日以前の製作車)



【例】走行用前照灯を検査した場合



【例】すれ違い用前照灯を検査した場合



走行用前照灯判定基準値(二輪自動車、側車付二輪自動車を含む。) 保安基準第32条

項目		判定基準	
光度	4灯式以外	すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造	前方10mの位置で1灯につき 15,000cd以上
		すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造	前方10mの位置で1灯につき 12,000cd以上
	ただし、12,000cdに満たない場合は、同時に点灯するすれ違い用前照灯との和が		15,000cd以上
4灯式(同時点灯)	主走行ビーム		前方10mの位置で1灯につき 12,000cd以上
	12,000cd又は、他の走行用前照灯との和が15,000cd以上		
光軸の範囲	左右前照灯最高光度点の範囲(前方10m)	左右方向の振れ	27cm以内
		水平方向の振れ	上方
	下方		照明部中心高さ1/5以内
			<p>注. 最高光度の合計は430,000cd以下</p>

すれ違い用前照灯判定基準値 保安基準第32条

平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)に限る。

項目			判定基準(前方10mの位置)				
光度	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下	左23cm下11cmの光度計測点で1灯につき 6,400cd以上			
		1m超え	左23cm下16cmの光度計測点で1灯につき 6,400cd以上				
		すれ違い用前照灯のカットオフが確認できない(レンズの表面にくもりがないものに限る)又は、カットオフ無し					
光軸の範囲	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下				
			1m超え				
	すれ違い用前照灯のカットオフが確認できない(レンズの表面にくもりがないものに限る)又は、カットオフ無し			以下のいずれかの範囲内に最高光度点があれば適合			
			<table border="0"> <tr> <td>1m以下</td> <td>1m超え</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	1m以下	1m超え		
1m以下	1m超え						

二輪自動車、側車付二輪自動車(設備・体制整備が整うまでの間)に限る。

項目		判定基準(前方10mの位置)	
光度	すれ違い用前照灯	最高光度点における光度は1灯につき	5,000cd以上
		※5,000cdに満たない場合は、走行用前照灯の最高光度点における光度が15,000cd以上	
光軸の範囲	カットオフラインの位置		照明部の中心を含む水平線より下方の範囲内

令和2年10月1日以降に製作された自動車(UNR98,112、113適合車は平成27年6月1日以降)(二輪自動車、側車付二輪自動車に限る。)

項目			判定基準(前方10mの位置)										
光度	エルボ一点を有するもの	すれ違い用前照灯の中心高さ	左23cm下11cmの光度計測点で1灯につき	3,200cd以上									
	エルボ一点を有しないもの		中心線の下15cmの光度計測点で1灯につき	3,200cd以上									
光軸の範囲	エルボ一点を有するもの	以下のいずれかの範囲内にあれば適合											
	エルボ一点を有しないもの	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">エルボ一点の位置</td> <td colspan="2">カットオフラインの位置</td> </tr> <tr> <td>27cm</td> <td>中心線</td> <td>27cm</td> <td>水平線</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	エルボ一点の位置		カットオフラインの位置		27cm	中心線	27cm	水平線			
エルボ一点の位置		カットオフラインの位置											
27cm	中心線	27cm	水平線										